## 監査公表第4号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年8月2日

新城市監査委員 近 藤 隆 新城市監査委員 鈴 木 達 雄

# 監査結果の措置対象

市民福祉部\*1

福祉課\*2、こども未来課\*3

## 健康医療部\*4

保険医療課\*5、介護保険課\*6、地域包括ケア推進室\*7、健康課\*8、地域医療支援 センター\*9(地域医療支援室\*10・訪問看護ステーション\*11・しんしろ助産所\*12)、 作手診療所\*13

\*1:現在の健康福祉部

\*2:現在の健康福祉部福祉介護課

\*3:現在の健康福祉部こども未来課

\*4:現在の健康福祉部

\*5:現在の健康福祉部保険医療課

\*6:現在の健康福祉部福祉介護課

\*7:現在の健康福祉部地域包括ケア推進室

\*8:現在の健康福祉部健康課

\*9・\*10・\*11・\*12:現在の健康福祉部地域医療支援センター

(地域医療支援室・訪問看護ステーション・しんしろ助産所)

\*13:現在の健康福祉部作手診療所

## 監查結果報告年月日

平成29年3月28日

# 監査結果に対する措置通知年月日

平成29年7月12日

## 講じた措置等の内容

#### 健康福祉部

【福祉介護課(旧福祉課・旧介護保険課)】

(旧福祉課)

## 《指摘事項》

庶務事務システムの記録とタイムカードの打刻とに不整合がみられた。休暇等 取得後の確認を行うとともに、人事課が示すタイムカード処理例に従い、適正な 管理をされたい。

#### 《是正措置内容》

休暇等の取得時間の事前確認及び事後のタイムカード打刻・処理の確認を行い、 適正に管理します。

#### 《意見》

財政援助団体等への補助事業の執行に当たっては、中間に事業の進捗状況を確認されたい。また、事業終了時には、補助金の効率性、有効性等の検証をされたい。

#### 《是正措置内容》

事業の期間中における団体からの補助金の概算交付請求の際、当該補助金の交付要綱に基づく補助事業の遂行の状況に関する報告として団体の収支状況の提出を求め、交付時期及び概算交付額の適正化を図ります。また、事業実績報告書等により補助金の効率性、有効性等の検証を行うとともに額の適正化を図ります。

# (旧介護保険課)

#### 《指摘事項》

システムの変更、更新等にあっては、細心の注意を払って確認を行い、抽出等 によりチェックされたい。

#### 《是正措置内容》

介護保険システムの変更にあたりましては、通知書作成前にサンプルの抽出印刷を行うなど、事前の確認作業を行っております。今後、同様の誤りが起こらないよう、業者に厳しく注意を行っております。また、これからの業務執行にあたっては、話し合いの場を設け、意思疎通を十分に図り、リスト抽出等による確認などチェック体制の強化を図ることといたします。

# 【地域包括ケア推進室】

#### 《意見》

委託事業としての地域包括ケアモデル事業は本年度をもって終了することとなるが、本市の地域包括ケアシステムの構築に向け、引き続き関係機関と連携、協力し、推進されたい。

#### 《是正措置内容》

モデル事業終了後も地域包括ケアシステム構築のため地域包括ケア推進会議や 在宅医療連携協議会等を継続実施し、関係機関等との協力、連携の推進を図って まいります。併せて、地域に出向いて市の現状について情報提供し、自助・互助 について考えるきっかけづくりに努めていきます。

## 【保険医療課】

#### 《指摘事項》

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料については、保険事業運営の原資と なるものである。被保険者の公平負担の観点から、収納率の向上に努められたい。 《是正措置内容》

資格取得届受理時や納税通知書発送時などの機会をとらえ、口座振替への切り 替えを促し、収納率の向上を目指します。

国民健康保険税においては、一般税と一元的な収納業務を行っている税務課との情報共有・連携を図り、一体的な対応を取ることにより、収納率の向上と未収金の削減に努めてまいります。

#### 《意見》

平成30年度から、国民健康保険の運営主体(保険者)が新城市から愛知県になる。制度改正により調整を要する部分もあるが、国や県の動向に留意し、事務移行等がスムーズに行えるよう準備されたい。

## 《措置内容》

今年度予算での対応として、県や愛知県国民健康保険団体連合会との情報連携や、高額療養費の該当回数通算などの制度改正に対応するためのシステム改修を予定しています。

また、本市も構成員となっている愛知県国保運営方針連携会議において、事業 費納付金や標準保険料率の算定方法、事務処理の標準化や共同処理等についての 協議が進められています。情報の収集と共有を図り、円滑な移行に備えてまいり ます。

# 【こども未来課】

#### 《指摘事項1》

こども園の保育料等は、利用者の応分の負担であることから、収納率の向上を 図るとともに、滞納者には未納額がふくらまないよう早めに対応されたい。

## 《是正措置内容》

収納率の向上を図るため、口座振替が不能であった者については、翌月上旬に 園を通じて納付書による督促をしています。また、児童手当支給月に合わせて、 未納通知書と児童手当から天引きするための申出書を滞納者に送付しています。

今後は、未納額が膨らまない内に臨戸訪問を行うなど、早期の未納解消に努めていきます。

#### 《指摘事項2》

子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行規則に基づく必要な規則 が未整備であるので、例規の見直し等をされたい。

#### 《是正措置内容》

未整備であった事項については、平成29年度から制度変更等が生じる事項と

併せ、細則を整備していきます。

#### 《意見》

廃園となる園備品については、他の園で利用するなど有効活用を図られたい。 また、施設、跡地については、廃園後、地元意見を尊重し、活用方法を検討され たい。

#### 《措置内容》

廃止した園の備品については、他の園で有効活用しています。また、使用可能であるものの、当面必要がない備品については、旧吉川こども園などで保管し、他園で更新等が必要になった場合に対応できるようにしています。

施設や跡地については、廃止前から地元協議を重ねてきましたが、地元への譲与を希望する意見はありませんでしたので、今後は児童福祉施設以外の用途もしくは売却等を検討していきます。

## 【健康課】

## 《意見》

平成28年度(11月末現在)における委託業務契約64件のうち7割に当たる44件が一者随意契約によるものであった。業務の特殊性から他者には取り扱うことのできないものと認められるが、予定価格の算定においては、他の自治体の同種の委託業務契約を参考に検証し、適正な価格での業務執行に努められたい。《措置内容》

契約予定価格の算定につきましては、健康診査や予防接種などは診療報酬の単価を基準とし、また東三河4市をはじめ他の自治体の同種の委託業務契約内容について聞き取りなどで情報収集したものを参考に検討しています。

今後も診療報酬の改定や制度の変更に合わせ、適正な価格での執行に努めてまいります。

# 【地域医療支援センター(地域医療支援室・訪問看護ステーション・しんしろ助産所)】 《意見》

訪問看護ステーションについては、現事務所から訪問看護利用者宅への移動距離が相対的に長いことから、職員の勤務時間に対して、移動時間に多くを費やしている。効率的な業務が行えるよう、事務所の設置場所を検討し、移設されたい。《是正措置内容》

訪問看護ステーションの事務所につきましては、利用希望者の増加に対応する ためにも、利用者の多くが居住する新城地区での開設が望ましいと考えており、 平成30年度当初の移転に向け検討を進めております。

# 【作手診療所】

# 《意見》

8年間ほど利用されていない医師住宅については、廃止等を含め、資産の有効 活用を検討されたい。

# 《是正措置内容》

ご指摘の医師住宅につきましては、築後36年が経過し老朽化が著しく耐震性の面からも解体を前提に検討を進めていきたいと考えています。

また、解体後の土地につきましては、医療従事者の確保の観点から有効利用を 図ってまいりたいと考えております。